

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月6日 22時00分ごろ
発生場所	大分県佐伯市佐伯港内検疫錨地 トオドオ鼻灯台から真方位067° 1,580m付近 (概位 北緯32° 59.2' 東経131° 56.4')
事故の概要	貨物船こうゆうは、錨泊中、また、漁船旭丸は、西進中、錨泊中の貨物船こうゆうに衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 こうゆう、226トン 142166、こうゆう海運株式会社 B 漁船 旭丸、4.9トン OT3-8950（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に凹損を伴う擦過傷 B 船首上部に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、佐伯港内の検疫錨地に錨泊中を示す法定灯火を表示し、船首を南南西方へ向けて錨泊中、その左舷船尾部にB船の船首部が衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、水揚げのために佐伯市の市場岸壁へ向けて西進中、船長Bが、前路に停泊中のA船を認めたものの、自動操舵として操舵室の船尾側で漁獲物の選別作業を行っていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、A船に接近するまでまだ時間があると思っていた。
分析	A 船は法定灯火を表示して検疫錨地に錨泊中、B船がA船に衝突したものと推定される。 B 船は、自動操舵で西進中、船長Bが、前路で停泊中のA船に接近するまでまだ時間があると思い、操舵室の船尾側で漁獲物の選別作業を続けたことから、A船と衝突したものと推定される。
原因	本事故は、夜間、B船が自動操舵で西進中、船長Bが、前路で停泊中のA船に接近するまでまだ時間があると思い、操舵室の船尾側で漁獲物の選別作業を続けたため、法定灯火を表示して検疫錨地に錨泊し

	ていたA船に衝突したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、漁獲物の選別作業などを行わず、周囲の他船との関係が把握できるよう、見張りをを行いながら操船に集中すること。